

## II 漁業許可

# 8

## 漁業許可

### － 漁業許可に関する手続き 等 －

#### (1) 許可漁業の種類

許可漁業とは、漁業法第 57 条第 1 項又は大阪府漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第 4 条第 1 項に定められている漁業のことを指します。これらの漁業を営もうとする場合は、下表の 1～13 に示す漁業については使用する船舶ごとに、その他の漁業については当該漁業ごとに大阪府知事の許可を受けなければなりません。

この内、水産資源に対する影響が大きい、又は漁業調整上の理由がある漁業については、許可隻数に上限が定められているものがあります（下表参照）。

また、漁業の調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、大阪府知事がその許可に対して制限又は条件を付する場合や許可をしない場合があります（調整規則第 11 条、第 13 条）

漁業	船舶ごとに許可を要する漁業 (対船漁業:○)	定数漁業 ( )内はその根拠
1 中型まき網漁業	○	○ } { 漁業法第 57 条に 基づく知事許可 漁業
2 瀬戸内海機船船びき網漁業	○	
3 小型機船底びき網漁業	○	
4 囲刺網漁業	○	△ (漁業調整上)
5 流網漁業 (さわら)	○	△ (資源管理上)
6 流網漁業 (まながつお)	○	△ (資源管理上)
7 流網漁業 (つばす・すずき)	○	
8 刺網漁業	○	
9 袋つき建網	○	△ (資源管理上)
10 たこつぼ漁業	○	
11 ひきなわ漁業	○	
12 かご漁業 (いかかご)	○	
13 かご漁業 (あなごかご)	○	
14 地びき網漁業	(対人漁業)	
15 小型定置漁業	(対人漁業)	
16 潜水器漁業	(対人漁業)	
17 うなぎ稚魚漁業	(対人漁業)	

## (2) 漁業許可の公示

令和2年11月27日付けの調整規則の改正を受け、それ以降の新規許可（以下の公示不要の場合を除く）については公示が必要となりました。

※公示とは、行政機関等が一定の事項を広く周知させる行為のことです。

府は、当該漁業の許認可方針に基づき、漁業調整、資源管理、その他海面の適正利用等が図られると考えられる場合にのみ公示を行います。

### 公示が必要となる場合

- ① 対人漁業：新規・継続
- ② 対船漁業：新規（以下「公示不要の場合」を除く）

### 公示不要の場合（対船漁業の場合のみ）

- ① 許可の有効期間満了日の到来のため、同一の船舶について許可を申請したとき。
- ② 許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を使用することを廃止し、他の船舶について許可または起業の認可を申請したとき。
- ③ 許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6ヶ月以内（その許可の有効期間中に限る）に他の船舶について許可または起業の認可を申請したとき。
- ④ 許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併もしくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して許可または起業の認可を申請したとき。
- ⑤ 起業の認可を受けた者が認可を受けた内容で許可を申請したとき。

公示期間は、2か月（刺網及び袋つき建網は1か月）です。公示に先立ち、大阪海区漁業調整委員会の意見を聴く（諮問する）必要がありますので、委員会開催日の2週間前\*までに要望を府に申し出てください。

※2週間前を過ぎて要望された場合は、次回委員会での諮問となります。

（ex：海区委員会開催日が1/30の場合、1/16までに要望してください。）

海区委員会開催日については、以下 URL 参照。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kaiku/kaiku/kaikkukaigi.html>



※海区委員会開催日の  
2週間前までに要望を  
申し出てください。

### (3) 漁業許可関係の申請手続

漁業の許可を受けようとする者は、知事の公示があった際に、**漁業許可申請書**（様式 31）を知事に提出しなければなりません。なお、申請に際しては、表 2（p.42）に掲げる申請区分別に必要な書類を添付するとともに、チェックリストにてチェック項目を確認の上、申請書類と併せて提出してください。

#### 1) 漁業許可申請

##### ア. 漁業許可申請書(様式 1)

- ・当該漁業を新しく営もうとするとき。（調整規則第 8 条第 1 項）
- ・許可を受けた船舶を他の船舶に変更するとき。（調整規則第 14 条第 2 項 船舶の変更）

- ① **新規**
- ・許可を受けた船舶の滅失・沈没により 6 ヶ月以内に他の船舶に変更するとき（調整規則第 14 条第 3 項 沈没等による代船）
  - ・許可を受けた船舶を他者（家族含む）より譲り受け、新しく営もうとするとき（調整規則第 14 条第 4 項 許可の承継）
- （※共同経営者の追加・変更は許可の承継となります。）

- ② **継続** ・一斉更新時に引き続き当該漁業を営もうとするとき。

※継続時に使用船舶の変更を行う場合は、新規許可申請（使用船舶変更）、継続許可申請の両方の手続きが必要です（手数料は2回分の納付が必要）。

※死亡相続の場合は、相続人が2ヶ月以内に知事に漁業許可地位承継届（様式 21）を提出してください。（調整規則第 17 条第 2 項）

※申請者が申請後に亡くなった場合、その申請者の地位の相続人は、承継の日から2ヶ月以内に漁業許可の地位承継届（様式 54）を提出してください。

#### 2) その他の申請

- ① **漁業許可の変更の許可申請**（調整規則第 16 条）

制限措置と異なる内容で漁業を営もうとするときは、**漁業許可の変更の許可申請書**（様式 36）を提出して、知事の許可を受けなければなりません。

② 漁業許可証書換え交付申請(調整規則第 27 条)

許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに漁業許可証書換え交付申請書(様式 33)を提出してください。

**漁業許可証書換え交付申請**

1. 住所変更

2. 使用船舶(追加・減少・変更)

※下表 1～13 までの漁業については追加・変更の場合は新規許可申請

3. 船体改造による使用船舶の総トン数の変更

4. 機関換装による馬力数の変更

5. 共同経営者の減少・代表者変更

※共同経営者の追加・変更の場合は新規許可申請

漁業	住所 船舶の総トン数 馬力数	使用船舶	共同経営者 (減少)
1 中型まき網漁業	書換	新規 (※1)	書換 (※2)
2 瀬戸内海機船船びき網漁業			
3 小型機船底びき網漁業			
4 罟刺網漁業			
5 流網漁業(さわら)			
6 流網漁業(まながつお)			
7 流網漁業(つばす・すずき)			
8 刺網漁業			
9 袋つき建網			
10 たこつぼ漁業			
11 ひきなわ漁業			
12 かご漁業(いかかご)			
13 かご漁業(あなごかご)			
14 地びき網漁業	書換	書換	書換 (※2)
15 小型定置漁業			
16 潜水器漁業			
17 うなぎ稚魚漁業			

※1 船舶ごとに許可を要する漁業において、使用船舶を変更する場合は、書換えではなく新規扱いとなります。

※2 共同経営者の追加や変更を行う場合は、書換えではなく新規扱いとなります。

③ 漁業許可証再交付申請(調整規則第 28 条)

許可証を亡失した、又は毀損したときは、速やかに**漁業許可証再交付申請書**(様式 34)を提出してください。

④ 起業認可申請(調整規則第6条)

許可を受けた漁船を廃船した場合等、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しない者は、新たに船舶や漁具を取得する前に、あらかじめ起業の認可を受けることができます(様式 32)。

⑤ 漁業許可証返納届(調整規則第 30 条)

当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに**漁業許可証返納届**(様式 42)にその許可証を添付して知事に返納してください。

許可証の継続許可申請や書換申請をする場合は許可証の写しを添付し、新許可証を受領後、旧許可証を返納してください。

紛失等により許可証を返納することができないときは、**漁業許可証紛失届**(様式 37)にその理由を記入して提出してください。

### 3)許可の申請期間(継続)

対船許可の継続については、申請期間が漁業の許認可方針により定められていますので、以下の期間内に申請してください。ただし、起業認可を受けた者が申請したとき、漁船を変更した場合に申請したとき、許可を受けた船舶を譲り受け申請したときは除きます。

漁業	継続許可の申請期間
1 中型まき網漁業	3月1日から4月30日まで
2 瀬戸内海機船船びき網漁業	9月1日から10月31日まで
3 小型機船底びき網漁業	2月1日から3月31日まで
4 囲刺網漁業	2月1日から3月31日まで
5 流網漁業(さわら)	2月1日から3月31日まで
6 流網漁業(まながつお)	3月1日から4月30日まで
7 流網漁業(つばす・すずき)	2月1日から3月31日まで
8 刺網漁業	3月1日から4月30日まで
9 袋つき建網	3月1日から4月30日まで
10 たこつぼ漁業	1月1日から2月28日まで
11 ひきなわ漁業	11月16日から1月15日まで
12 かご漁業(いかかご)	11月1日から12月31日まで
13 かご漁業(あなごかご)	2月1日から3月31日まで

対人許可の継続はありません。有効期間の更新については、新規扱いとなりますので、公示により許可を行います。(公示時期については、水産課から連絡します。)

## 9

## 手数料

## (1)手数料が必要な手続き

下表の申請については、手数料が必要です。

(令和4年4月1日現在)

手数料の名称		トン数区分等	金額 (円)	
漁船	漁船登録申請	無動力漁船	4,600	
		20トン未満の動力漁船	6,900	
		20～100トン未満の動力漁船	7,400	
		100トン以上の動力漁船	7,900	
	漁船変更登録申請	無動力漁船	2,300	
		20トン未満の動力漁船	3,400	
		20～100トン未満の動力漁船	3,700	
		100トン以上の動力漁船	4,000	
	漁船登録票再交付	—	2,400	
	漁船登録謄本交付	—	440	
	漁船検認	—	3,600	
	小型漁船の総トン数の測度	5～20トン	全部又は上甲板下全部	37,000
			それ以外の測度	26,000
		3～5トン未満	全部又は上甲板下全部	19,000
それ以外の測度			14,000	
3トン未満の小型漁船		14,000		
漁業許可	漁業許可申請	—	2,900	
	内容変更許可申請	—	2,400	
特採	特別採捕許可	しらすうなぎ (令和5年漁期まで)	2,000	

大阪府環境農林水産行政事務手数料条例 (平成12年3月31日, 大阪府条例第20号)

## (2)手数料の支払い方法

手数料の支払方法は、以下の通りです。

### 1)窓口に申請書を持参

窓口で申請書類等の確認を受けた後に、咲洲庁舎（1階の手数料納付窓口）で、現金やクレジットカード等で納付していただきます。

申請書は、バーコード付きのものにご記入ください。バーコード付申請書は窓口でお受け取りいただくか、または水産課ホームページからもダウンロードできます。

ダウンロードページ

漁 船：<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=292>

漁業許可：<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=291>

水産課窓口受付時間：平日9時30分から16時30分まで

※担当者が出張等で不在の場合がありますので、来課される場合は、必ず前日までに電話連絡をお願いします。

水産課指導・調整グループ Tel. 06-6210-9613

### 2)郵送による申請

#### ①納付書による納付

あらかじめ申請書類の写しを水産課あて **FAX** いただき、水産課で確認を行った後に、こちらから納付書を送付しますので、最寄の金融機関（ゆうちょ銀行除く）で納付していただきます。納付後、金融機関で受け取った大阪府手数料納付済証と申請書類を水産課までお送り下さい。

#### ②コンビニ納付

大阪府への手数料を、下記申請案内の各コンビニ納付リンク先（大阪府コンビニ収納システム）から、所用の手続きをしてコンビニ店舗で納付いただきます。（コンビニ収納取扱手数料が別途かかります。

申請案内

漁 船：<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=292>

漁業許可：<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=291>

ローソン、ファミリーマート（サークルKサンクス）、セブンイレブン、ミニストップ、セイコーマート、デイリーヤマザキの店舗で納付していただけます。

ローソン、ファミリーマート（サークルKサンクス）、ミニストップの店舗では、手数料を納付した後、チケット（大阪府手数料納付済証）が発行されますので、申請書を郵送する際に同封してください（その他のコンビニで納付された場合は、レシート又はその写しを同封）。

### 3) 電子申請(クレジットカード)

※現在、漁船登録簿謄本交付及び遊漁船業関係のみ対応しています。

クレジットカードにより、手数料を納付していただきます。申請に必要な書類等は、郵送により別送していただきます。

電子申請 <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/index?page=26>

#### 注意！

平成 30 年 10 月 1 日に大阪府証紙が廃止されました。

ご使用予定のない「大阪府証紙」については、還付申請により証紙購入代金を返還しています。（還付申請は令和6年（2024年）3月29日まで受付）

※詳細は、

大阪府証紙 廃止

検索

# 10

## こんな場合はどうすれば・・・ － よくある質問 －

### 《漁船登録》

#### 【 質問 1 】

小型船舶を漁船として登録したい。

#### 回答 1

漁船転用許可申請になりますので、p. 3-4 をご参照ください。総トン数5トン以上の小型船舶は、船舶の長さ・幅・深さ及び総トン数が全部事項証明書に記載されている場合、測度は不要です。総トン数5トン未満の船舶については、全部事項証明書の総トン数の表記が「5トン未満」の場合、測度が必要です。

#### 【 質問 2 】

30馬力の船外機を2基搭載しており、漁船登録票の馬力数は「60馬力（合計）」と表記されている漁船がある。このうち1基のみを30kWの新品のエンジンに交換した場合、合計馬力数の表記はどうか。

#### 回答 2

新しいエンジンを旧漁船法馬力数に換算し、旧漁船法馬力数の合計で表記します。この場合は、推進機関変更届を提出してください。

#### 【 質問 3 】

所有者が法人の場合、住民票はどうすればよいですか。

#### 回答 3

法務局の法人登記簿謄本の写しを添付し、役員全員の住民票を添付してください。

#### 【 質問 4 】

漁業を廃業したいとき、どうすればよいですか？

#### 回答 4

漁船登録票と返納届、漁業許可証と返納届の提出となります。

【 質問 5 】

漁船所有者が死亡し相続対象者の中で未成年者がいる場合、相続放棄の書類はどうすればよいですか？

回答 5

○ 未成年者が 15 歳（印鑑登録ができる年齢）以上の場合

印鑑登録をし、相続に関する同意書に実印を押印してください。

○ 未成年者が 14 歳以下の場合

親権者と特別代理人との間での協議書（相続させない事を決めたもの）を添付してください。

未成年者の場合、単独で契約行為ができません。

法定代理人が未成年者になって、法律行為を代理することとなります。

通常は親が法定代理人となりますが、利害対立する相続などの場合は親権者になることはできません。

このような場合は、家庭裁判所に申し出て特別代理人を選任して、親権者と遺産協議することとなります。

【 質問 6 】

未成年者の漁業者が、漁船を譲渡又は譲受する場合は譲渡書だけでよいのですか？

回答 6

譲渡書の他に、未成年者の譲渡（譲受）に関する同意書（様式 8(3)）を添付してください。

【 質問 7 】

引越した際、漁船登録の変更登録申請を忘れていた場合、どうしたらよいのですか？

回答 7

住民票の前住所に、漁船登録の前住所が掲載されていれば住民票の添付だけで変更登録可能ですが、そうでない場合は住民票とは別に戸籍の附票が必要となります。（戸籍を変えていなければ、移り変わった住所の履歴が載っています）

【 質問 8 】

漁船でない船舶の所有者が亡くなり、その船舶を譲り受け漁船登録したいがどうすればよいですか？

回答 8

日本小型船舶検査機構よりその船舶の全部事項証明書を取り寄せます。(最終の持ち主が亡くなられた人かどうかを確認します。)

また、亡くなられた人の全部事項証明書、改製原戸籍を取り、相続対象者を確認します。誰かを相続人とし、相続人以外の実印を押印した『相続に関する同意書』を作成します。(相続人以外の印鑑登録証明書が必要)

あわせて、相続人からの『船舶の譲渡書』も作成してください。(相続人の印鑑登録証明書が必要)

これらの書類を漁船登録申請書に添付し、提出してください。

なお、小型船舶の登録が抹消されていない場合は、抹消の手続きが必要となりますので、登録後、漁船登録票の原本を日本小型船舶検査機構へ提出してください。

【 質問 9 】

登録漁船が行政機関に差押えられた場合、どうしたらよいのでしょうか？

回答 9

差押えられ、漁業を廃業する場合は、返納届と漁船登録票を提出してください。

差押えられた後も、漁業を操業する場合は特に何も手続きする必要はありませんが、公売後、落札者が決定し代金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

落札者が手続きすることにより、漁船登録を抹消します。

【 質問 10 】

他県の漁船を購入した場合、自分で操船して大阪に持ってきてよいですか？

回答 10

購入先の海域を所管する日本小型船舶検査機構にお問合せください(臨時航行許可を受けるよう案内される可能性があります。)

## 《漁業許可》

### 【 質問 1 】

漁業許可を他人に譲渡したい。

### 回答 1

漁業許可の譲渡はできません。(調整規則第 26 条)ただし、対船許可について、当該許可を受けた船舶を他者(家族含む)より譲り受け、新しく営もうとするときは新規申請(許可の承継)を行ってください。

### 【 質問 2 】

底びき網漁船を廃船にして、許可枠だけを他人に譲渡したい。

### 回答 2

許可枠だけの譲渡はできません。(回答 1 参照)

### 【 質問 3 】

所有する漁船を老朽化により廃船したのち、船を探して漁業を続けたいがどうすればよいか。

### 回答 3

起業認可申請を行ってください。認可の期間は最長 3 年間です。それを超える延長はできません。

### 【 質問 4 】

許可漁業の共同経営者のうち、代表者が死亡し、他の共同経営者が代表者となる場合の手続きは？

### 回答 4

共同経営者の減少の場合は漁業許可の書換えとなります。ただし、共同経営者以外の方が、その漁船を譲り受け、新たに共同経営者として追加される場合は、新規で申請が必要となります。

【 質問 5 】

令和 2 年 12 月 1 日より、刺網漁業等が対人許可から対船許可になったが、従来どおり複数の船を使用することは可能か？

回答 5

可能です。その場合、船の数（3 隻まで）だけ許可証を交付します。ただし、許可条件に「同時操業の禁止」があるため、同じ名義の許可証で複数の船が同時に出漁することはできません。

また許可の一斉更新時には、許可を受けた船舶 1 隻ごとに申請手数料が必要となります。

【 質問 6 】

対船漁業で A 氏と B 氏が同じ船を使用する場合、申請はどのようにしたらよいか？

回答 6

A 氏と B 氏が共同でその漁業を営む場合は、A 氏と B 氏の共同経営とし、代表者選定届（様式 38）を添付し、代表者を申請者として申請してください。

A 氏と B 氏が親方と乗子関係にある場合は、B 氏を乗り子として乗組員調書（様式 52）に記載の上、A 氏を申請者として申請してください。

A 氏と B 氏が同じ漁船を用いて別個に営む場合は、漁船登録票の使用者欄に A B 両氏の氏名が記載されていることを確認の上、それぞれが申請者となり申請してください。

【 質問 7 】

対人漁業で A 氏と B 氏が同じ船を使用する場合、申請はどのようにしたらよいか？

回答 7

A 氏と B 氏が共同でその漁業を営む場合は、A 氏と B 氏の共同経営とし、代表者選定届（様式 38）を添付し、代表者を申請者として申請してください。

A 氏と B 氏が同じ漁船を用いて別個に営む場合は、漁船所有者からの漁船使用承諾書（様式 50）を添付の上、それぞれが申請者となり申請してください（漁船登録票の使用者欄に A B 両氏の氏名が記載されている必要はありません）。

なお、対人漁業は、乗り子のみでの操業はできません。

【 質問 8 】

潜水器漁業の許可を受けている船舶の乗子、潜り手となれるのか。

回答 8

なれません。潜水器漁業は対人漁業であるため、潜る方は漁業許可を受けている必要があります。許可を受けていない方（乗子）が船上で監視や操船に従事することは可能です。

また、各人の許可証に記載されている使用船舶が同じであれば、1隻に複数の潜り手がいても構いません。

**表 1 漁船事務手続きに必要な書類一覧** (△は必要な場合は添付)

No 添付書類	申請書類	新規登録						
		建 造	改 造	売 買	譲 渡	相 続	他 県 よ り 転 入	船 舶 よ り 転 用
① 申請書		○	○	○	○	○	○	○
② 所属漁協副申書		○	○	○	○	○	○	○
③ 申請者（所有者）の住民票		○	○	○	○	○	○	○
④ 造船（改造）契約（予約）証		○	○					
⑤ 推進機関製造（販売）契約（予約）証		○	△					
⑥ 推進機関経歴書			△					○
⑦ 認定通知書 5t 以上		△	△					△
⑧ 許可指令書（写） 20t 未満		△	△					△
⑨ 総トン数に関する証明書		○	△					△
⑩ 譲渡書				○	○	△	○	△
⑪ 相続同意書						○		
⑫ 全部事項証明書、改製原戸籍						○		
⑬ 印鑑登録証明書		△	△	○ 売主	○ 譲渡人	○ 相続人	○ 譲渡人	△ 売主
⑭ 他府県の抹消謄本							○	
⑮ 全部事項証明書								○
⑯ 船舶検査手帳（写）								○
⑰ 使用者の住民票		△	△	△	△	△	△	△
⑱ 漁船使用承諾書		△	△	△	△	△	△	△
⑲ 無線局事項書及び工事設計書		△	△	△	△	△	△	△
⑳ 漁船登録票返納届			○	○	○	○		
㉑ 旧漁船登録票（写）※A4 コピー			○	○	○	○		
㉒ 漁船登録票紛失届			△	△	△	△		

	変更登録							再交付	抹消	備考
	住所	船名	機関換装	無線設置／撤去	使用者	漁業種類	船体改造			
	○	○	○	○	○	○	○	○		
	○									3ヶ月以内、個人番号が記載されていないもの
							○			
			○							販売店から購入の場合
			○							友人等から譲り受けた場合
							△			
							△			
							△			
										譲渡人の実印押印
										相続人本人も記名
										故人の除籍、相続人全員の氏名が記載されているもの
					△					相続の場合は相続放棄人全員
										3ヶ月以内、個人番号が記載されていないもの
				○						
	○	○	○	○	○	○	○		○	
	○	○	○	○	○	○	○		○	
	△	△	△	△	△	△	△	○	△	紛失の場合に作成

**表 2** 漁業許可事務手続きに必要な書類一覧

△は必要な場合添付

No	提出書類	申請区分				内容変更許可	書換え	再交付	起業認可	しらすうなぎ特別採捕	備考
		新規	継続	承継	相続						
①	申請書(相続の場合は届出)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②	申請者、共同経営者の住民票	○	○	○	○		△		○	○	
③	申請理由書								○		
④	漁業経歴書 (審査基準確認書)	○									
⑤	乗組員調書	△	△	△	△						
⑥	操業実績表		△								
⑦	使用漁具図	○		○	○				○		
⑧	代表者選定届	△	△	△	△		△		△		
⑨	承継承諾書			△							
⑩	所属漁協副申書	○	○	○	○	○	○		○	○	
⑪	譲渡書			○							
⑫	旧許可所有者の印鑑登録証明書			○							
⑬	旧許可証 (写) ※A4 コピー		○	○	○		○				
⑭	相続同意書				○						
⑮	印鑑登録証明書			○ 譲渡人	○ 相続人						
⑯	全部事項証明書・改製原戸籍				○						
⑰	紛失届		△	△	△		△	○			

※乗組員調書は、許可受者以外に乗船予定がある場合のみ提出。

※操業実績報告書は、漁獲成績報告書の提出が滞っている場合のみ提出。

※承継承諾書は、共同経営者の追加又は変更がある場合のみ提出。その場合、旧共同経営者全員の実印の押印と印鑑登録証明書の提出が必要です。

## 添付書類の確認項目と注意事項

書類の名称	確認する項目
1 住民票 (3ヶ月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名や現住所、生年月日を確認します。</li> <li>・交付日から3ヶ月以内のもの、個人番号が記載されていないものを使用してください。</li> <li>・同時に複数の申請をするときは、写しを添付してください(取り寄せは1通でよい)。</li> </ul>
2 推進機関経歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の型番、機関番号を確認します。</li> <li>・組合で作成してください。</li> </ul>
3 全部事項証明書と改製原戸籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が亡くなったという事実と相続人全員の氏名を確認します。</li> <li>・戸籍事務が電算化された市町では、改正前の手書きの戸籍謄本は「改製原戸籍」、改正後の新しい戸籍謄本は「全部事項証明書」という名称に変わりました。新しい「全部事項証明書」には、婚姻や死亡などで電算化前に除籍された人は記載されません。従って、亡くなった方がこのような市町にお住まいの場合は、市役所等で以下の2つの書類の発行を受けてください。ご不明な場合は、市役所等の窓口で「本人の死亡の事実と相続人全員の氏名の両方が分かるものが必要」とお伝えください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①全部事項証明書(戸籍謄本)…本人が亡くなったという事実を確認するため</p> <p><small>かいせいげんこせき</small> ②改製原戸籍…相続人全員の氏名を確認するため</p> </div>
4 相続同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3に記された相続人の全てが相続放棄に同意しているかどうか。</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・申請者が作成</li> </ul> <p>※未成年者がいる場合は、p.35の回答5を参照</p>
5 無線局事項書及び工事設計書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・出力、空中線電力</li> <li>・無線業者で作成</li> </ul>
6 相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がある場合に、被相続人に子がいれば、被相続人の配偶者と第1順位である子又はその代襲相続人(孫・ひ孫)が相続人となります。</li> <li>・子も、その代襲相続人である孫・ひ孫もない場合、被相続人の配偶者と第2順位である直系尊属(父母・祖父母)が相続人となります。</li> <li>・そして、子も直系尊属もない場合、被相続人の配偶者と第3順位である兄弟姉妹又はその代襲相続人(甥・姪)が相続人になります。</li> </ul>
7 押印の省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押印(認印)は省略できます(令和3年4月1日以降)。</li> <li>・但し、委任に係る事項については省略できません。</li> <li>・譲渡や承継に係る実印は省略できません。</li> </ul>

## 大阪府咲洲庁舎周辺地図



〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 (大阪府咲洲庁舎22階)

大阪府環境農林水産部水産課 指導・調整グループ

電話 06-6210-9613

FAX 06-6210-9611

# 11

## 申請書及び関係書類様式

### 《 漁船登録 》

様式 1	動力漁船登録申請書	49
様式 2	無動力漁船登録申請書	53
様式 3	漁船変更登録申請書	55
様式 4	推進機関変更届	60
様式 5	動力漁船登録について（副申）	61
様式 6	推進機関製造（販売）契約（予約）証	62
様式 7	推進機関経歴書	63
様式 8(1)	漁船譲渡書（漁船のみ）	64
様式 8(2)	漁船譲渡書（漁船及び知事許可漁業）	65
様式 8(3)	未成年者の譲渡（譲受）に関する同意書	66
様式 9(1)	相続に関する同意書（漁船のみ）	67
様式 9(2)	相続に関する同意書（漁船及び知事許可漁業）	68
様式 10	船舶所有の申し立て書	69
様式 11(1)	漁船使用承諾書（漁船のみ）	70
様式 11(2)	漁船使用承諾書（漁船及び知事許可漁業）	71
様式 12	漁船登録票返納届	72
様式 13	漁船登録票紛失届	73
様式 14	漁船登録票再交付申請書	74
様式 15	漁船登録原簿謄本交付請求書	76
様式 16	漁船登録票検認申請書	78
様式 17	検認申請について（副申）	80
様式 18	小型漁船総トン数測度申請書	81
様式 19	漁船建造許可申請書	87
様式 20	漁船改造許可申請書	88
様式 21	漁船転用許可申請書	89

様式 22	漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書	90
様式 23	漁船変更報告書	91
様式 24	漁船認定申請書	92
様式 25	造船契約（予約）証	93
様式 26	事業計画書	94
様式 27	旧船の処分又は使途説明書	95

《 漁業許可 》

(1) 申請書

様式 31	漁業許可申請書	96
様式 32	起業認可申請書	98
様式 33	漁業許可証書換え交付申請書	99
様式 34	漁業許可証再交付申請書	100
様式 35	特別採捕許可申請書（しらすうなぎ）	101
様式 36	漁業許可の内容（起業の認可）変更許可申請書	103
様式 37	漁業許可証紛失届	105
様式 38	代表者選定（変更）届	106
様式 39	承継承諾書	107

(2) 関係書式

様式 40	漁業許可申請について（副申）	108
様式 41	漁業許可の書換えについて（副申）	109
様式 42	漁業許可証返納届	110
様式 43	副申書（しらすうなぎ）	111
様式 44	同意書（しらすうなぎ）	112
様式 45	しらすうなぎ特別採捕許可申請者名簿（組合員）	113
様式 46	しらすうなぎ特別採捕許可申請者名簿（組合員外）	114
様式 47	うなぎ種苗出荷先明細書	115
様式 48	荷受書	116
様式 49	同意書（特別採捕許可）事業者提出用	117
様式 50	漁船使用承諾書（特別採捕許可）事業者提出用	118
様式 51	漁業許可地位承継届	119

様式 52 漁船乗組員調書	.....	120
様式 53 漁業経歴書	.....	121
様式 54 漁業許可の地位承継届	.....	123
様式 55 許可等の失効届	.....	124
様式 56 休業届	.....	125
様式 57 休業中の漁業の就業届	.....	126

## 申請書記入要領（共通）

### 1. 推進機関の種類

- ① ジーゼル機関は「ジーゼル」、  
電気点火機関は「電気点火」と記入してください。

### 2. 無線電波の型式及び空中線電力

無線局免許状に記載されている電波の型式及び  
空中線電力を記入してください。（小型漁船の場合、必ず「A3E 1W」）。

### 3. 船質

鋼船は「鋼」、木船は「木」、FRP 船は「FRP」、木鉄交造船は「木鉄」、  
軽合金船は「軽合金」と記入してください。

### 4. その他

選択する場合は、該当しない方を二重線で消すか、又は当てはまる方を  
○で囲んでください。

(例) 48 ~~馬力~~・kW 又は 48 馬力・**○kW**  
建(改・~~転~~)第18-1号 又は 建(改 **○**転)第18-1号